

群馬県屋外広告物条例施行規則の改正案について

規則改正案のポイント

景観誘導地域の追加

西毛広域幹線道路景観誘導地域を追加指定します（詳細は資料1）。
現在整備中である西毛広域幹線道路は、世界遺産旧官営富岡製糸場など西毛の観光地と県央部を結ぶ主要な幹線道路です。そのため、群馬県屋外広告物条例の適用区間を、開通までに「景観誘導地域」に指定することにより、経済活動を妨げない範囲で良好な景観の保全を図り、地域全体の魅力向上を図ります。

[景観誘導地域とは]

「景観誘導地域」の制度は、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に創設されました。（群馬県屋外広告物条例の一部改正／H29.4施行）

景観誘導地域に指定された地域では、それぞれの地域の景観特性に応じた屋外広告物の許可基準の特例を設けることが可能となります。

[経緯]

群馬県では、平成25年度から、上信自動車道をモデル路線として、観光ルートにおける沿道景観の保全と形成について検討して参りました。現在までに、2地域で景観誘導地域を指定してきました。今回、上信自動車道景観誘導地域における規制内容も踏まえ、西毛広域幹線道路沿道（安中市安中～安中市下秋間）の地域特性を考慮して、規制内容を定めます。

[景観誘導地域の指定済み地域]

上信自動車道景観誘導地域（渋川西BP(現道区間を除く)～長野原BP)

甘楽町景観誘導地域（(仮称)甘楽PAスマートICアクセス道路）

全体スケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 令和2年10月 | パブリックコメントの実施 |
| (2) 令和3年 1月 | 屋外広告物条例施行規則の一部改正 |
| (3) 令和3年 4月 | 改正屋外広告物条例施行規則の施行 |